

各愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員殿

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 愛 知 県 知 事

愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針の変更(第 3 回)について(通知)

愛知県では、5月26日に愛知県緊急事態宣言を解除するとともに、今後講じていくべき感染拡大予防対策を「愛知県新型コロナウイルス感染拡大予防対策指針」として定め、実施に移しています。

現在、社会経済活動の再開について、催物(イベント等)の開催制限、施設の使用制限等の段階的な緩和を進めており、国からも、ステップ③への移行にともなう留意事項が示されました。

また、本格的な出水期を迎え、避難所における感染防止対策の促進に取り組んでおり、7月13日には「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を作成・公表したところです。

このため、これらの取組等を反映する形で本県の対策指針を変更しました。

ついては、貴所属職員に周知徹底をお願いするとともに、関係団体等への周知や様々な媒体を通じた県民及び事業者の皆様への広報にご協力いただき、県の取組の趣旨に沿った感染防止対策が取り組まれますようお願いいたします。

また、今回の変更により、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合、イベント主催者又は施設管理者から、開催要件等について事前の相談を求めることとしたことから、貴所属に対し該当の団体や事業者等から相談があった場合には、添付のチェックリストを参考に、ご対応いただきますようお願いいたします。

なお、変更後の指針については以下のURLからアクセスし、各自ダウンロードしてください。

記

県WEBページ掲載箇所

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/taisakusisin.html>

(連絡問合せ先)

愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部

特措法対策チーム

防災安全局防災部防災危機管理課

危機管理・国民保護グループ

内線 2505・2506

ダイヤル 052-954-6143

FAX 052-954-6911

E-mail bosai@pref.aichi.lg.jp